

令和2年度子育て世代等定住促進施策立案支援業務委託仕様書

1. 業務名

令和2年度子育て世代等定住促進施策立案支援業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

3. 業務の目的等

本市は、国・県より緩やかではあるものの少子高齢化が進んでいる。生産年齢人口の減少は労働力不足につながることから、市税収入の減少や社会保障関連経費の増大の要因となるほか、地域での支え合いが困難になり、まちの活力が減退することも懸念される。

このような中、本市が持続的に発展を続けていくためには、出生数を増やすだけでなく、働く世代である子育て世代やF1層を呼び込むとともに、転出を防ぎ、定住の拡大へとつなげていく必要がある。

そのため、令和元年度には「令和元年度ひたちなか市子育て世代ニーズ調査業務委託」を実施し、本市の現状分析を行い、強み・弱みを明らかにした。

こうした現状を踏まえ、今まで行った調査結果をもとに「子育て世代等の定住促進」の実現に向けた具体的な施策立案を行うことを目的とする。

※子育て世代：本事業において、子育て世代とは中学生以下の子を持つ世代とする。

F1層：20～34歳の女性。

4. 業務内容

(1) 子育て世代等の定住促進コンセプト、ボディコピー、キャッチコピーの作成

- ① 子育て世代等の定住を促進するため、本市の魅力を端的に伝えるものとする。
- ② 本市のブランドイメージを象徴するコンセプト、ボディコピー、キャッチコピーとすること。

(2) 子育て世代等の定住促進コンセプトムービー等の作成

- ① 子育て世代等の定住を促進するため、本市の魅力をPRする動画とすること。
- ② 「子育て世代」と「今後子育て世代に移行するF1層」をターゲットとし、ターゲットごとに1つの動画を作成すること。（合計2つ）
- ③ 動画は音楽（BGM）、字幕、イラスト等を適宜活用すること。
- ④ 前例にとらわれず、斬新で独創的であり、話題性のあるものとする。

(3) 効果的なプロモーション手法の検討支援

① ターゲットの特性を踏まえながら、効果的なプロモーション方法の提案を行うこと。

5. 実施スケジュール

4－(1)～(3)に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例(平成17年条例第2号)を遵守するものとする。

7. 成果品

受託者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

- (1) コンセプト、ボディコピー、キャッチコピーの設定に係る報告書(紙印刷) 15部
- (2) コンセプトムービー(DVD-ROM) 1枚
- (3) プロモーション戦略(A4版 カラー印刷) 15部
- (4) (1),(3)のデータ(CD-ROM) 1枚

※報告書、プロモーション戦略のデータについては、Microsoft Office 形式とする。

※コンセプトムービーはMP4等のWindows Media Playerで再生できるとともに、WEBで配信できる形式とし、コピーガード等複製防止処理は行わないものとする。

8. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における7－(1)～(4)までに掲げる成果品(次の8－(2)において「成果品」という。)の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

9. 留意事項

- (1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に

情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

- (3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。
- (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。